

1 事業統計資料

平成27年度人材育成研修受講者状況

区分	研修名	県		市町		その他		合計				
		回数	受講人員	回数	受講人員	回数	受講人員	回数	受講人員			
専門職種研修	新任期地域保健関係職員研修	1	4	1	19	1	0	1	23			
		2	4	2	18	2	0	2	22			
		3※	5	3※	20	3	0	3※	25			
		計	13	計	57	計	0	計	70			
	※聴講受講者含む	中堅前期地域保健関係職員研修	1	2	1	7	1	0	1	9		
			2	2	2	7	2	0	2	9		
			計	4	計	14	計	0	計	18		
	中堅後期地域保健関係職員研修	地域保健課題評価研修	1	1	1	14	1	0	1	15		
			1	5	1	11	1	0	1	16		
			2	5	2	11	2	0	2	16		
			3	5	3	11	3	0	3	16		
		4※	9	4※	22	4	5	4※	36			
		計	24	計	55	計	5	計	84			
		※聴講受講者含む	新任期指導者研修	1※	5	1	20	1	0	1	27	
				2	5	2	21	2	0	2	24	
				3	5	3	18	3	0	3	23	
		計	15	計	59	計	0	計	74			
	※公開参加者含む	管理前期地域保健関係職員研修	1	5	1	15	1	0	1	20		
			1	5	1	23	1	0	1	28		
		管理後期地域保健関係職員研修	1	8	1	24	1	1	1	33		
			2	38	2	2	2	0	2	40		
			3	2	3	12	3	3	3	17		
		計	48	計	38	計	4	計	90			
		行政保健師研修(合同)	(保健所等)	(市町)	1	4	1	3	1	0	1	7
					2	11	2	2	2	0	2	13
					3	4	3	3	3	0	3	7
		計	19	計	8	計	0	計	27			
行政栄養士研修(合同)	(保健所等)	(市町)	1	15	1	20	1	1	1	36		
			1	12	1	41	1	31	1	84		
			2	12	2	43	2	18	2	73		
3	7	3	38	3	23	3	68					
計	31	計	122	計	72	計	225					
業務研修	エイズ研修	難病研修	政策課題研修	1	9	1	6	1	34	1	49	
				1	13	1	5	1	69	1	87	
	健康づくりのための運動指導研修(基礎編)	健康づくりのための運動指導研修(実践応用編)	健康づくりのための運動指導研修(技術向上編)	健康運動指導者専門技術研修	1	18	1	3	1	59	1	80
					1	1	1	11	1	8	1	20
					2	2	2	7	2	9	2	18
	計	3	計	18	計	17	計	38				
	1	2	1	41	1	9	1	52				
	2	0	2	48	2	11	2	59				
	計	2	計	89	計	20	計	111				
	1	6	1	9	1	5	1	20				
1	0	1	6	1	49	1	55					
1	8	1	8	1	28	1	44					
特定健診・特定保健指導従事者研修【基礎・技術編】	特定健診・特定保健指導従事者研修【企画・評価編】	特定給食施設研修(管理者・従事者)	やまぐち食育プログラム研修	1	3	1	22	1	27	1	52	
				2	2	2	23	2	24	2	49	
				3	3	3	22	3	30	3	55	
計	8	計	67	計	81	計	156					
1	6	1	23	1	7	1	36					
2	1	2	19	2	5	2	25					
計	7	計	42	計	12	計	61					
1	6	1	3	1	336	1	345					
1	6	1	14	1	79	1	99					
研究サポート研修	ソーシャルキャピタルセミナー	1	1	1	1	1	1	1	3			
		2	1	2	1	2	1	2	3			
		3	1	3	1	3	1	3	3			
		4	0	4	2	4	1	4	3			
		計	3	計	5	計	4	計	12			
1	1	1	26	1	155	1	182					
合計(受講者延数)		239		718		902		2,026				

◎県・市町は、保健・福祉行政関係者のみとする。

人材育成研修受講者状況（年度別）

研 修 名		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			
		回数	受講人員		回数	受講人員		回数	受講人員		回数	受講人員		回数	受講人員		
			実人員	延人員		実人員	延人員		実人員	延人員		実人員	延人員		実人員	延人員	
門	地域保健課題評価研修	4	8 17	49	4	16 19	83	4	10 13	49	4	12 13	61	4	16 20	84	
	新任期地域保健関係職員研修	3	15 20	63	3	15 5	45	3	18 2	46	3	19 3	54	3	23 3	70	
	新任期指導者研修	2	17	29	3	15	38	3	13	35	3	19	53	3	25	74	
	中堅前期地域保健関係職員研修				1	21	21	2	15	30	2	11	22	2	9	18	
	中堅後期地域保健関係職員研修				1	15	15	1	18	18	1	14	14	1	15	15	
	中堅地域保健関係職員研修	1	22	22													
	管理前期地域保健関係職員研修							1	21	21	1	16	16	1	20	20	
	管理後期地域保健関係職員研修	1	14	14	1	15	15	1	11	11	1	12	12	1	28	28	
	健康福祉センター保健師研修	2	48	66													
	市町保健師研修	2	145	181													
職	行政保健師研修				3	109	137	3	119	146	3	68	71	2	80	90	
	行政栄養士研修	3	56	102	3	47	73	3	40	64	3	41	49	2	19	27	
	健康危機管理研修	1	31	31	1	106	106	1	41	41	1	42	42	1	36	36	
	母子保健研修	1	143	143	1	162	162	1	87	87	1	94	94	3	152	225	
	エイズ研修	1	68	68	1	236	236	1	35	35	1	27	27	1	49	49	
	難病等専門研修	2	120	136	2	169	173										
	難病・アレルギー研修							2	218	221	2	204	204				
	難病研修													1	87	87	
	政策課題研修													1	80	80	
	介護予防サービス従事者研修	1	286	286	1	273	273	1	307	307							
種	介護予防ケアマネジメント従事者研修	1	464	464	1	323	323	1	296	296							
	健康づくりのための運動指導研修(基礎編)	3	11	33	3	13	36	3	15	39	2	29	54	2	22	38	
	健康づくりのための運動指導研修(教室運営編)	9	3	21	9	2	16	9	1	7	2	19	30				
	健康づくりのための運動指導研修(実践応用編)													2	70	111	
	健康づくりのための運動指導研修(技術向上編)	1	24	24	1	32	32	1	37	37	1	37	37	1	20	20	
	健康づくりのための運動指導研修(専門職種編)	1	52	52	1	45	45	1	57	57							
	健康運動指導者専門技術研修										1	85	85	1	55	55	
	運動器症候群予防実践指導者育成研修				1	34	34										
	たばこ対策指導者研修	1	49	49	1	67	67	1	54	54	1	47	47	1	44	44	
	特定健診・特定保健指導従事者研修(基礎・技術編)				3	88	236	3	82	196	3	66	165	3	68	156	
業	特定健診・特定保健指導従事者研修(計画・評価編)				2	32	47	2	35	45	2	43	54				
	特定健診・特定保健指導の企画・評価研修												2	49	61		
	特定健診・特定保健指導従事者研修	4	98	194													
	特定給食施設研修(管理者・従事者)	1	343	343	1	553	553	1	411	411	1	406	406	1	345	345	
	やまぐち食育プログラム研修										1	67	67	1	99	99	
	地域づくり住民リーダー研修	1	154	154	1	131	131	1	131	131							
	ソーシャルキャピタルセミナー										1			1	182	182	
	研究サポート研修										4	10	40	2	3	12	
	合計	46	2,208	2,524	49	2,543	2,897	50	2,087	2,384	45	1,404	1,704	43	1,619	2,026	

\* 研修名は、H26年度以降の研修名を使用

\* 平成23～27年度地域保健課題評価研修及び新任期地域保健関係職員研修の受講人数は、(上段)研修受講者(下段)最終回の聴講受講者

\* ソーシャルキャピタルセミナーのH26年度は普及啓発事業で計上分を再計上

## 健康プラザ・ライブラリー入館者数(年度別)

年齢別の推移

単位:人

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童	3,379	3,148	2,605	1,858	2,085	2,661	2,929	2,495	2,023	2,264
生徒学生	819	979	655	703	621	961	659	575	680	466
60歳未満	6,752	7,944	7,529	5,809	5,265	8,375	6,352	4,672	3,914	3,178
60歳以上	1,106	1,656	1,609	1,745	2,982	4,552	3,751	3,928	3,797	2,893
合計	12,056	13,727	12,398	10,115	10,953	16,549	13,691	11,670	10,414	8,801

団体見学者数の推移

単位:人

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
学校関係	417	324	369	265	348	235	275	248	263	114
保健医療関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	95	73	108	82	104	25	128	49	30	178
県外	0	76	7	0	83	0	0	0	0	19
合計	512	473	484	347	535	260	403	297	293	311

\* 団体別来館者数は、健康プラザ・ライブラリー入館者数に含む

## 健康教育関連教材貸出(年度別)

団体別状況

単位:団体数

区分	県	市町	学校関係	保健医療関係	企業	その他	合計
H23	31	17	2	3	5	11	69
H24	26	18	3	7	4	8	66
H25	10	8	8	2	4	12	44
H26	37	22	15	12	5	6	97
H27	38	20	3	12	13	24	110

媒体別・貸出件数一覧

単位:件

区分	パネル (栄養、がん 予防等)	運動指導 関連物品	防煙・禁 煙教材 (肺モデル等)	DVD (栄養、 運動等)	ビデオ (歯の健康 等)	のぼり (世界禁煙 デーなど)	食育関 連教材	その他	合計
H23	18	20	13	6	9	1	3	5	75
H24	17	14	14	9	8	3	3	2	70
H25	21	8	10	9	9	8	1	6	72
H26	33	20	19	19	3	5	4	13	116
H27	42	8	16	8	3	9	8	35	129

(設置)

第1条 県民の健康の保持及び増進を図るため、健康づくりセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 健康づくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	山口県健康づくりセンター
位 置	山口市

(業務)

第3条 山口県健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 健康の保持及び増進に関する研修に関すること。
- 二 健康の保持及び増進に関する相談及び指導並びに情報の提供に関すること。
- 三 健康の保持及び増進に関する調査及び研究に関すること。

(開館日)

第4条 健康づくりセンターは、次の掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第5条 健康づくりセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第6条 健康づくりセンターの施設のうち次に掲げるものを使用とする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 多目的ホール
- 二 第一研修室
- 三 第二研修室
- 四 第三研修室
- 五 第四研修室
- 六 栄養指導室
- 七 運動指導室
- 八 看護指導室

(許可の制限)

第7条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 健康づくりセンターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第8条 知事は第6条の許可を受けた者又は健康づくりセンターの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第9条 使用者は、健康づくりセンターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 健康づくりセンターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事

が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第4条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - 二 第5条第2項の規定により、同条第1項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - 三 第6条の許可をすること。
  - 四 第8条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第一号の規定により、第4条第1項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第二号の規定により第5条第1項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が健康づくりセンターの管理に関する事務を行う場合における第7条及び第8条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。
- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第1項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、健康づくりセンターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
- 一 事業計画書の内容が、健康づくりセンターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画書の内容が、健康づくりセンターの効用を十分に発揮するとともに、健康づくりセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
  - 三 応募者が、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第4項に規定する審査の結果、応募者のうち健康づくりセンターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第1項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第1項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第12条 知事は、第10条第1項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）第2条第1項に規定する個人情報（第10条第1項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱を確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（利用料金）

- 第13条 第6条各号に掲げる施設の使用にかかる料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。
- 2 利用料金は、別表第1に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。
- 3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（知事による管理の業務の実施）

第14条 知事は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又

は指定管理者が天災その他の事由により健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第10条第1項の規定にかかわらず、健康づくりセンターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でない認められるときは、県は、前条第1項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）の規定の例により、第6条各号に掲げる施設の使用につき、別表第1に掲げる基準額に相当する額と別表第2に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

（その他）

第15条 この条例に定めるもののほか、健康づくりセンターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成10年6月30日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成17年7月12日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県健康づくりセンター条例（以下「改正前の条例」という。）第7条の規定に基づき委託している健康づくりセンターの管理に関する事務及び改正前の条例第8条第1項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

備考

第13条の別表第1及び第2は省略

利用料金については、山口県健康づくりセンター利用料金徴収規程を参照のこと

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県健康づくりセンター条例(平成9年山口県条例第2号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県健康づくりセンター(以下「健康づくりセンター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第2条 条例第11条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第3条 条例第11条第3項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
  - 二 健康づくりセンターの管理に係る事業計画
2. 条例第11条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - 二 法人にあっては、登記事項証明書
  - 三 健康づくりセンターの管理に係る収支予算書
  - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前2事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
  - 五 直前2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第4条 条例第11条第8項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第5条 健康づくりセンターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、健康づくりセンターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 健康づくりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、知事が健康づくりセンターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、健康づくりセンターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年7月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成18年3月31日までの間における山口県健康づくりセンター条例(平成9年山口県条例第2号)第6条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県健康づくりセンター規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規程は、健康の保持及び増進に従事する者の資質の向上を図るとともに、県民の健康づくりに対する意識の高揚と実践を醸成し、もって県民の健康増進に資するため、山口県健康づくりセンター（以下「健康センター」という。）の行う研修について、必要な事項を定めるものとする。

(研修の区分)

第2条 研修は、次に掲げる区分により実施するものとする。

- (1) 専門職種研修
- (2) 業務研修
- (3) 地域保健住民リーダー研修

(研修実施計画)

第3条 健康センターの長（以下「センター長」という。）は、毎年度開始前に該当年度の研修実施計画を定め、理事長に報告しなければならない。

(受講者)

第4条 健康センターにおいて研修を受ける者（以下「受講者」という。）は、受講を希望する者のうちから、その所属の長の推薦又はセンター長の選考により決定する。

(受講者の退所)

第5条 センター長は、次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく研修を受けないとき。
- (2) センター長が定める規律その他の定めに従わないとき。
- (3) 疾病その他やむを得ない理由により研修を受けることができなくなったとき。

2 センター長は、前項の規定により退所を命じたときは、その旨を当該受講者の所属の長に通知しなければならない。

(研修効果の測定)

第6条 センター長は、研修を実施したときは、研修効果を適当な方法により測定することができる。

(終了証書の交付)

第7条 センター長は、所定の研修課程を終了した者に対し、終了証書（別記様式）を交付することができる。

(研修記録の保管)

第8条 センター長は、研修の記録を保管しておかななければならない。

(報告)

第9条 センター長は、毎年度終了後、速やかに当該年後における研修の実施状況を理事長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、研修に実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。



別 記

(第7条関係)

# 終 了 証 書

所属所名

氏 名

あなたは 年度

研修課程

を終了した

至 年 月 日

ことを証します

年 月 日

山口県健康づくりセンター長 印

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県健康づくりセンター条例（以下「センター条例」という。）第13条第2項及び3項の規定に基づき、山口県健康づくりセンターの施設の利用に関する利用料金の徴収について必要な事項を定める。

(施設利用料金)

第2条 センター条例第13条第2項の規定による財団が定める利用料金の額は、別表の額とする。

(利用料金の減免)

第3条 センター条例13条第3項の規定による財団が認める利用料金の減免については、理事長が別に定める。

(利用料金の納入)

第4条 利用料金の納入は、山口県健康づくりセンター施設利用料金請求書発行後20日以内に納入するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 利 用 料 金 表

## 1. 施設利用料

### 平日料金

(単位:円)

区 分	午前	午後	全日	延長料
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	(1時間につき)
多目的ホール 800人	12,340	16,450	28,800	5,140
第1研修室 210人	4,320	5,760	10,080	1,850
第2研修室 50人	1,230	1,640	2,880	510
第3研修室 50人	1,230	1,640	2,880	510
第2研修室 1/2使用の場合 25人	615	820	1,440	255
第3研修室 1/2使用の場合 25人	615	820	1,440	255
第4研修室 30人	610	820	1,440	300
栄養指導室	3,080	4,110	7,200	1,330
運動指導室	5,550	7,400	12,960	2,360
看護指導室	2,460	3,290	5,760	1,020

### 休日料金(土日)

(単位:円)

区 分	午前	午後	全日	延長料
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	(1時間につき)
多目的ホール 800人	14,808	19,740	34,560	6,168
第1研修室 210人	5,184	6,912	12,096	2,220
第2研修室 50人	1,476	1,968	3,456	612
第3研修室 50人	1,476	1,968	3,456	612
第2研修室 1/2使用の場合 25人	738	984	1,728	306
第3研修室 1/2使用の場合 25人	738	984	1,728	306
第4研修室 30人	732	984	1,728	360
栄養指導室	3,696	4,932	8,640	1,596
運動指導室	6,660	8,880	15,552	2,832
看護指導室	2,952	3,948	6,912	1,224

## 2. 光熱水費

(単位:円)

区 分	午前	午後	全日	延長料
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	(1時間につき)
多目的ホール 800人	13,050	17,400	30,450	4,350
第1研修室 210人	4,410	5,880	10,290	1,470
第2研修室 50人	700	940	1,650	230
第3研修室 50人	700	940	1,650	230
第2研修室 1/2使用の場合 25人	370	490	860	120
第3研修室 1/2使用の場合 25人	370	490	860	120
第4研修室 30人	430	570	1,000	140
栄養指導室	2,530	3,370	5,900	840
運動指導室	1,010	1,350	2,370	330
看護指導室	640	860	1,510	210

### 3. 器具使用料

(単位:円)

器 具 名	施 設 名					利 用 料 金 (1回につき)
	多 目 的 ホ ー ル	第 一 研 修 室	第 二 ・ 三 研 修 室	第 四 研 修 室	各 指 導 室	
視聴覚機器操作卓	○	○				2,720
ビデオプロジェクター	○	○	○	○	○	1,350
電動スクリーン	○	○				620
スライド映写機	○	○	○	○	○	510
ワイヤレスマイク	○	○	○	○	○	510
オーバーヘッドプロジェクター	○	○	○	○	○	510
スクリーン	○	○	○	○	○	300
ブルーレイプレーヤー・テレビ			○	○	○	1,030
ビデオカメラ	○					920
ノートパソコン	○	○	○	○	○	920

#### 備 考

1 健康づくりセンター利用施設を使用する際、次のような場合に施設利用料が減免の対象となります。

- (1) 保健、医療の向上を目的とする公共的団体(県内に所在する公益法人・NPO法人又は県内の複数市町において、広域的に活動を行う非営利団体)が営利若しくは宣伝を目的としない健康の保持、増進を図るための活動に使用する場合、又は社会福祉の増進を目的とする公共的団体が営利目的以外の社会福祉活動に使用する場合……施設利用料が半額
- (2) 保健、医療の向上を目的として、国・地方公共団体が使用する場合……施設利用料が半額
- (3) 児童・生徒又は学生(学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生に限ります。)が使用する場合……施設利用料が半額
- (4) 次のいずれかに該当する場合……施設利用料が半額
  - ① 県、市町が主催(県、市町が参画する実行委員会を含む。)、共催若しくは後援する催物
  - ② 障害者が使用する場合
  - ③ 幼稚園又は保育所の幼児が教育上使用する場合

2 次のような場合には、施設利用料が割増されます。

- (1) 使用者が県民以外である場合……施設利用料の1.5倍  
(団体にあっては、所在地及び代表者の住所のいずれも県外である場合)
- (2) 営利又は宣伝のために使用する場合……施設利用料の8倍
- (3) 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合(多目的ホール及び第1研修室のみ)……施設利用料の1.5倍

3 利用時期等に関係なく、別に光熱水費が加算されます。

4 視聴覚機器等の器具を使用する場合は、別に器具使用料が加算されます。

※詳しくは、山口県健康づくりセンターにお問い合わせください。(TEL 083-934-2200)